

2026年3月6日

学部生各位

公立大学法人会津大学理事長

学部授業における教員の出張による遠隔授業の実施について

学部授業に関しては、2026年度から教員の出張により正規の開講時間に面接授業が実施できない場合に限り、学生の不利益を回避するための例外的措置として、下記のとおり遠隔授業を認めることとなりました。

遠隔授業を実施するのか、補講や代講とするのかは授業担当教員が判断します。遠隔授業を実施する場合は、授業時間帯を変更することなく、原則として実施日の1週間以上前に授業担当教員から連絡があります。ノートPC等必要な機材やネットワーク環境等に不都合があり、遠隔授業の受講が難しい場合は、その旨を教員に申し出てください。

記

1 遠隔授業について

指定された期間内に受講生が自由に時間を選んで受講するオンデマンド型の授業、もしくは受講生と教員が同時かつ双方向で実施するリアルタイム型の授業を指します。

2 遠隔授業の実施に際して、教員は以下の留意事項を遵守します。なお、遠隔授業の時間数は、全授業時間数の3分の1以下となります。

- (1) 学修時間・学修量の確保
- (2) 授業の実施方法を明記
- (3) 連絡先の明記
- (4) 双方向性の確保
- (5) 学生の学修状況の把握及び適切な学修評価
- (6) 使用教材の著作権への留意
- (7) 個人情報への配慮
- (8) 情報漏洩への留意

以上